

## 鴻臚井考

(抄)

## 渡辺諒

旅順に在る遺蹟の大様は、筆者が視察に同行した麗水遼塚金太郎氏の旅行記「満鮮趣味の旅・一九三〇」一三五七頁に、次の如く記されてある。

「黃金山の下造船所の構内に鴻臚井の古趾を観た。東港の波静かに磯辺に寄するところ、夏草しげる平蕪に傍ふて看守の人の住む小さき家の背に、その古井があつた。花崗石の井桁を整みて、水際深く赤煉瓦を疊んだ、磯に近いところとて、海潮のさし入りて、鹹からいと想われたが、水味は甘冽にして量も多い。旧記の誌るすところを読むに、この井戸は、唐の鴻臚卿崔忻の鑿るところであるといふ。」少しく解説を加えるならば、遺蹟は海軍要港の構内で黃金山の西北麓、汀線から五〇米程距てた位置に在り、明かに後世整地の手が加わつたと覺しい平地に穿たれた單口の井戸がそれである。然るに金石文には「両口」とあり、先ず口數に於て一致しないし、總体の結構も蕪雜で千年の蒼然たる味わいなど到底没むべくもないのである。遼塚氏は続けて、

二

「思ふに現在のこの井戸は、故の井戸ではないのである。但し後の人々がその名跡の埋滅したのを惜しんで、故趾に拠つて、この井を鑿つたのであらうと思ふ。」

と、いみじくもこの井戸が後代の改鑿にかかるものであることを看破しているが、まことに炯眼というべきである。この活断は、當時何人の注意をも引かなかつたのであるが、今次初めて明かになつた碑石面上の追刻文に依つてその正しさが立証されたのである。詳細は第五及六項に譲る。

遅塚氏は更に、「井の辺に、海軍中将男爵富岡定恭氏の選文の鴻臚井の石碑が、明治四十四年十二月に建てられてある。」

と加えているが、富岡中將は旅順海軍鎮守府司令長官として、明治四一年（一九〇八）八月二八日から同四三年（一九一〇）一二月一日まで在任した。然るに別の資料によれば、原碑石そのものは既に明治四一年（一九〇八）東京に在つたと推定されるので、同中將は在任中に手掛けた碑石東遷に伴う善後措置の施工に際し、元の縁故から染筆したものである。

さりとて、現在の「鴻臚井の遺蹟」を以て凡て虚構として却けるのは当らない。それは遅塚氏も指摘する如く、故趾即ち嘗て碑石が存在した位置を選んで築かれたことは明かであつて、今も尚その地點を求めて風光の中に立てば、崔忻を始め幾多の旅人が、そのうちには三十三人の日本人も交つてい

る、井水を掬んで喉を霑した情景を彷彿することができよう。

約言すれば、現在の旅順黃金山下には、一片の遺物も一劃の遺構も、存らえていない。只六〇年前植えられた一基の記念碑が、「鴻臚井の碑」の当時の所在地点を示しているのを知るのである。

### 三

崔忻の金石文を刻した碑石を、「鴻臚井の碑」と呼び慣わしている。筆者も時に慣用に倣うが、多くはその実体に準えて単に碑石という略称を用いることを断つておく。

鴻臚井の碑は現在千代田区皇居内建安府の前庭に在り、石亭を以て庇覆され、保存状態は良好、碑石の実体は一個の大な自然石である。

碑石の岩石学的な分類名は珪岩が妥当するようである。色は薄い紅色を交えた褐色、これは旅順一帯の地質と一致する。<sup>(3)</sup>

碑石は水平な地表面に据えられてある。尤も底面は地中に隠れている處を見ると、基部は何程か埋められているのである。大きいは、正面の横巾三〇〇厘・奥行二〇〇厘・地表からの高さ一八〇厘で、形体は精円錐状、軽く握つた右拳を拇指の側から水平に眺めたのとよく似ている。第五項に述べ

るが光緒追刻に「其大如駝」とあるのは穿ち得て妙である。そして碑石を庇覆する為に建てられた石亭の屋根の中心を支える八角の石柱の承け孔を、碑石自体の中央に鑿つてある外は、殆んど人工を加えた跡が認められない。

碑石の正面に縦一二〇糸横一三〇糸の面積に納まる程の不整形で且比較的平潤な劈開面があり、その左上の隅で碑石の頂点から三〇糸程下がつた辺りに崔忻の金石文がある。刻字は縱三五糸巾一四糸の面積の中に三行で書き下さられてある。正面から見た碑石の透視面積全体と刻字面の比は大約八〇対一と推算される。この比率といい、碑石の形状といい、本項末尾に述べるような碑石の旅順での自然の有り姿といい、凡そ通常概念の碑碣とは著しく類を異にしていることが分かる。それは寧ろ摩崖碑の一種を見るべきものである。

石亭は、屋根の葺き物を除いて全部花崗岩が材料、柱心の間隔二六〇糸の四阿造り、四隅の柱は巾三〇糸の角材、柱の上部に断面長方形の桁と梁を井桁に組んだのを嵌め込み鉄材で補強し、桁と梁の端部は三手先斗栱に処理してある。桁と梁の下縁は地表から一三〇糸の高さに在る。その井桁の上に緩勾配の方形屋根をさしきけ、棟が寄り合つた上に波形の盤を置き、更にその上に大きな石の宝珠が戴せてある。併しこれでは屋根の重量を支え切れないと見たのであろう、中心に八角柱を立て碑石 자체に荷重を受けさせてあるが、これは本

未顛倒の誇りを免れまい。屋根はスレート様の磚を葺き上を漆喰かセメントで塗り固めてある。

正面の桁には見事な楷書で「唐碑亭」と彫りつけてある、管理當局が碑石と石亭の全体を籠めて「唐碑亭」と呼んでいる所以である。又隅柱の一本には「奉天金州王春榮監造」の製造銘がある。

石亭は外觀頗る重量感に富み、巨大とはいえないが雄渾な味わいが有り、名石に適しい建築と称えられよう。  
翻つて、碑石は崔忻の昔から今のように水平な地表に坐つていたのであるうか又井戸とは何のような位置の關係にあつたのであるうか。遼東志卷之一、地理志山川金州衛の条には「鴻臚井一 在金州旅順口黃山之麓、井上石刻……」と記してあるが、これによつて碑石は上手に井戸は下手に在り、一帯が傾斜地であつたことが分かる。更にこれを雄弁に説明しているのが、第五項に解説する嘉靖追刻である。その文中に曰く「臨黃井登奇石因得覽唐崔鴻臚故跡」とあり、井戸に臨んだ後碑石を登つて、刻文を見ることができたとある、即ち碑石は井戸よりも高い所に在つて、金石文を見る為には碑石の下部の足掛りを攀じねばならなかつたことを示している。而も右の追刻は非常に不規則な様相を呈しており、前記の觀察を裏付けているのであるが、詳しくは第五項の解説を見られたい。

畢竟碑石の原石は遙かな昔黃金山の高所から崩落して海浜近くの山腹の岩場に腰を据えたものであろう。そして両口の井戸はその下手に鑿られたのである。崔忻が最初に仰ぎ見たのはこのような姿の大石であった。勿々一千二百年、光緒二年（一八九五）という年に近い頃、碑石の保護が議せられた時、元の儘では手段の施しようがないので、山腹を削つて平地を得、碑石を動かしてそこに安置し、石亭を営んでこれを覆うことにしたのである。

## 四

鴻臚井の碑文を明示した文献の第一着は、遼東志である。

前に挙げた記事の後に碑文を載せて  
有、勅持節宣勞靺鞨使鴻臚卿崔忻鑿井両口永為記驗開元  
二年五月十八日造、凡三十一字、  
といつてある。

碑文に関する諸家の記述を、遼東志を基準として分類する

と左の如くになる。

（一）三一字説、即ち遼東志と同じもの<sup>(4)</sup>

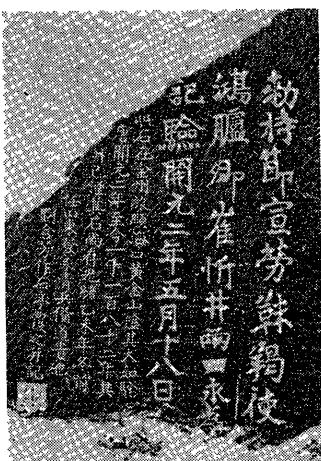
（二）三〇字説、即ち「鑿」の一字無しとするもの<sup>(5)</sup>

（三）一九字説、即ち「鑿」「造」の一文字無しとするもの<sup>(6)</sup>

（四）一八字説、即ち「鑿」「為」「造」の三字無しとするもの<sup>(7)</sup>

僅々三〇字前後の文章の在り様に關して、右のように諸家の認識が分かれている例も珍らしいが、これは文献・拓本・拓影を摸索渉猟しつつも、碑面との対照を行ひ得なかつた結果であつて、深く咎むべきではない。  
以下筆者が昭和四二年五月一二日、精査の結果確認した処を基として、異論の有る三字に就て説明する（図版參看）。  
「鑿」は無い。文章としては確かに有つて欲しい文字であるから、遼東志の編者も資料の転写に当つて誤伝とは気が附かなかつたのである。若し彼が拓本を見たのならば、こんな誤りを犯す筈がない。

「為」は、下半分は風化しているが、嚴仔している。内藤虎次郎「東洋文化史研究・一九三六」所収の拓影を見ても確



図版 碑石正面拓影主要部

認に難くない。

「造」注意深くこれを檢べると、刻字面の下縁の辺りには横に細かい褶があつて而も少しく風化している。この風化が右隣の「為」の字をも侵しているのであるが、「造」の字が有れば有る筈の位置には、文字らしい形の痕跡すら認められない。それは漫漶というよりは当初から字が彫られてなかつたという方が当つている。思うに遼東志の編者は、普通の碑碣の類を想像して、誤伝の儘「造」の字を加えたのであろうが、後述の如く、「造」の字を欠く方が碑石の成立にも適しいのである。

ここで更めて正しい碑文を認める。

勅持節宣勞靺鞨使

鴻臚卿崔忻井両口永為

記驗開元二年五月十八日

凡て二九字である。

碑文には難解な個所は一つも無いが、三、四の問題点がある、以下それに触れて見たい。

第一は「井」である、それが鑿井の意味であることはいうまでもないが、問題は何の目的で井戸を掘つたのかということである。勿論「為記驗」という文言で軽く済ますこともできるが、筆者はそれは後から添加された言葉の文であつて、實際的な必要が他に在つたのだと考えるものである。

崔忻が旅順の地に到つたのは高句麗討滅後四年を経た當時であった。その頃唐の勢力は夙に朝鮮の地を払い、遼東遼西に於ける羈縻政策も大巾に後退を余儀なくされつたのであるが、かかる中に遼東半島の黃海沿岸だけは漢民族の実支配下に在つたものと見られる。又新羅・百濟・日本の遣使がこの地を足溜りにした可能性もある。<sup>(8)</sup> されば山東半島との間に官民の往来・物資の交流も盛行したであろうと思われるが、そうなれば仲継港としての旅順の重要性が高まる理であつて、その地に伝駅・関等の官用旅行施設乃至監視機関が置かれてあつたと考へても失当の言ではあるまい。崔忻が投じたのはかかる伝駅の宿泊所であつたのであるが、思うに彼はその施設内の給水設備の不完全なを見て新たな鑿井を発意し、中央官僚の権威を以てその企画を地方の下官に授けて北へ旅立つたのであろう。「鴻臚井の遺蹟」が旅順湾の深奥部を避けて湾口に最も近い地点に位置することは、そこに沿岸航行のため、繫船の便宜を必要とする施設が在つたことを示しているのである。

第二は「両口」である。遼東志には「鴻臚井」<sup>一</sup>とあり、二口の井戸が掘られたことは確實である。然らば何故に二口も掘られたのであらうか？ 吉祥か水理か？ この命題を考える上に参考となるのは、中国古今地名大辞典（商務印書館）の左の所載である。

在山西陵川縣西南四十里、二井相去不數步、而一甘

雙泉

一苦、在広東瓊山縣東北、昔東坡寓此、鑿兩井、相去咫尺

而異味、

これ等は何れも、求めて成つた筈は無く、最初の一井で良水を得なかつた為め、近接して第二井を掘つたものである。いわば已むを得ざるに出了た所産である。崔忻の両口も亦これと軌を同じくするものと考えてよからう。

第三は「永為記驗」である。記驗の為めに井戸を掘るといふ慣習が中國に有るのか、寡聞にして知らないが、それはさて置き、この場合の記驗は何を対象としたものであろうか。いうまでもなく、勅命を奉じて異域に使し無事責任を果したそのことであろう。若しそれだけなら何も鑿井のような手間暇のかかる手段を選ばなくてよいではないか。ここに筆者が「為記驗」という文言を附加的だとする理由が存するのである。

靺鞨の都に至つて使命を終えた崔忻は、彼地で越年し翌春

勇躍帰朝の途に上り、再び旅順に戻つた。そこで彼は前年施行を命じた給水施設の竣工したを見て、使命を達成した公私の喜びを両口の井戸に、兼ねて附托することに着想したのであるまいか。

第四は「開元二年五月十八日」(七一四年七月八日に当る)の有つ意味である。それが崔忻の復路の曆時であること及びこ

の日彼が旅順に駐泊していたことを意味することは、ほぼ疑いのない處であるが、この日附は何の日附であるか、換言すればこの日に如何なることが起つたのか、必しも明かでない。

文章全体の調子と体裁からいと、鑿井又は刻字の完了即ち工事の落成を意味する日附らしい、又それが常識というものであろう。併しそれは工事の進行と睨み合せて悠々想を練り文を草する暇のある一般的の場合の話である。然るにこの際にあつては、鑿井に相当の日数を必要とするとは当初から計算され得た筈であるから、崔忻の施工命令は往路滞在の際に発せられたと見るのが至当である。とすれば彼の訪北旅行と鑿井とは相互に何の連絡もなく進行したに相違ない。而も彼が帰途旅順を再訪した頃の季節は、海路の比較的静かな夏であつて永い日和待ちを必要としなかつたであろうから、使節団一行の矢の如き帰心は閑々として工事と取組み筆を弄ぶことを許さなかつた筈である。これは碑文の書き振りが、極端に修飾を省いた短札風であることからも掬み取れる処である。要之、件の日附は工事落成のそれではない。

更めて察するに、鑿井は往還途上の短時間の駐泊中に完了し得るような簡単な工事ではない、又使命の達成が未知数なのにも拘らず予め記念物の造修を計画した上で北進する程、彼崔忻は不遜な官僚であるまい。併し千里に使して功を収めた彼の喜びは大きかつたであろう。さればこそ、偶々竣工

した井泉を前にして、山腹の自然石が記念の刻字に恰好なに膝を打ち、遽にかの碑文を書き下して下司に委ね、遼東の地に訣別した、即ち「開元二年五月十八日」は、崔忻が碑文の筆を執ったその日を示すものである。文の最後を「造」の字を以て締め括つてない理由は一にかかるてここに存する。

碑文の文字に就ては、清時代の著作楊伯饗輯「瀋故」に「其字結体頗似柳城石刻」とある如く、字劃の組立てに一種の風格が有る。刻字は深彫りで線は顯著、後代の追刻の遠く及ぶ處でない。当年の旅順にこれだけの仕事をする石工がいたことは、遼東半島沿岸の開発の度合いを示す良いパロメターである。

尚碑石の史料的価値に就ても論評したいのであるが、敢てこれを割愛する。

## 五

碑石の表面には、崔忻の金石文を囲んで大小六個の追刻が認められる。尚稽査すれば新たに加わるものがあるかも知れない。今日現在判読し得た全文を左に掲げ若干の解説を添えるが、今後研究を進める機会が有れば、更に有益な発見が期待し得る(図版參看)。

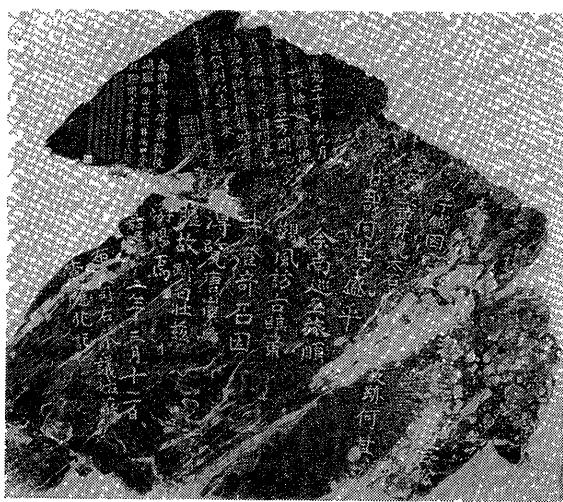
### 一、嘉靖追刻

(一) 位置 碑石正面下部

鴻臚井考(抄) 渡辺

(六) (五) (四) (三) (二)  
寸法  
縱九〇釐・横一二〇釐(上) 九五釐(下)  
紀年  
嘉靖二年(一五三三)三月一二日  
行書、処々乱れが有る

字体  
題者  
查應兆



図版 碑石正面拓影

嘉靖十  
渤海  
松

李鉞因

聖母園黃井観太石  
故跡何其

壯哉何其盛乎

余南巡至旅順

觀風訪古臨圓

井登奇石因

得覽唐崔鴻

臚故跡白壯茲

游暢焉

嘉靖十二年三月十二日

布政司右參議姑蘇

查応兆記

(+) 解説 題者の略歴を中国人名大辞典に求めると、

查応兆

長洲人、字瑞徵、正徳進士、授工部主事、視浙榷、鎮守中奄方倨侮諸使者、無敢出一言、応兆報謁、奄將拋上坐、笑引郤之曰、「公直耄耶、何忘主客礼、乃倉卒無以

答、卒讓席、後為山東參議、發奸若神、歷布政使卒、

とあり、一廉の士であつたようである。追刻文を見ても、用辭の奔放・筆勢の自由、彼の感激振りが目に浮んで来る。

二、万曆追刻  
(+) 位置 碑石背面右部  
(=) 尺法 未測定

この追刻には三つの注目すべき点がある。  
第一点、題者が碑石と井戸とを、同じ時に見ていることである。即ち嘉靖年間には鴻臚井は未だ実在していたことが示されている。

第二点、第三項で触れたように、この追刻は、行頭・行間・字配りが非常識なまでに不齊一である上、各行を下方に延長すると一点に集中する如くに裾狭まりになつており、且字体には处处疲れが見える。これ等の様相から、題者は追刻文を揮毫するに当り、碑石の下方の一点に佇立し、作法に拘らずぶつつけに直接石の面上に筆を走らせたのではないかとの推論が成立つ。更に本文には「登奇石因得覽唐崔鴻臚故跡」とあり、彼此接するに当時の碑石は角々した地盤上に在つたようと思われる。

第三点、鴻臚井は黄井と呼ばれたことである。又一方遼東志にいう黃山は、疑いもなく、今日の黃金山の前名である。すると、鴻→黃・黃井→黄金の転借関係が存在するようと思われるが、識者の高裁に俟ちたい。因に稻葉岩吉博士は鴻臚井と黄金とを直接結び付けておられるが、臚の音の處理に無理があるようと思われる。

(四) 紀年 万曆  
(四) 字体 不詳  
題者 認定困難

方統轄滿汗蒙古  
水師陸路都統將

軍總管  
襲一等輕軍都尉  
加五級紀錄七次

開元  
靈井

万曆

大清乾隆四年歲次己未

額洛圖於

未秋七月二十八日記

(田) 解説 拓本が得られないでこれ以上のことは分らな  
いが、万曆の紀年があるから、他日精査を遂げたならば、特  
に井戸の存否に就て貴重な資料が得られるかも知れない。

### 三、乾隆追刻

(一) 位置

碑石右側面

(二) 尺法

未測定

(三) 紀年

乾隆四年七月二十八日

(四) 字体

楷行の中間

(五) 題者

額洛圖

(六) 本文

本 文

奉<sup>□</sup>等 地

鴻臚井考(抄)

渡辺

(田) 解説 額洛圖なる人物に就ては、本金石文以外に、こ  
れを伝えるものが得られない。名前から推して満洲人たるこ  
とは明かで、旧家の出身、遼東遼西で重要な軍務に就いてい  
たと見える。本文はそのことを宣言するに止まり、碑石研究  
に資するような材料は一字も伝えていない。

### 四、道光追刻

(一) 位置

碑石正面右上部

(二) 尺法

縱四三三横三九縁

(三) 紀年

道光二〇年九月

(四) 字体

楷行の中間

(五) 題者

耆英

(六) 本文

道光二十年秋九月  
督兵防堵嘆夷閭視

水陣見有巨石方開元

崔公題刻尚存因隨筆以

誌囑水師協領特賀覲

匠刻以鏤垂其永

太子少保盛京將軍宗至著英書

宮保  
尚書  
宗室  
之印

(a) 解説 中国人名辞典の伝える題者の略歴は次の如くである。

耆英

滿洲人、道光間為杭州將軍、禁烟事起、英人寇江寧、耆英赴蘇議和、訂五口通商及割讓香港之約、尋授兩廣總督、以廣州紳民阻英人入城、反對和約、不得已乞內召、官至文淵閣大學士、文宗即位、與穆彰阿同奪職、英法軍入天

津、赴津議和、未成、擅回京、旋賜自尽、

彼は清の宗室の生れで顧職を歴任した。盛京將軍在任中偶々旅順の水軍を查閱した幕僚の報告に接し、この追刻文を揮毫して下僚に托したのであるが、若し幕僚が鴻臚井を見たのであつたならば、文中にこれを逸することは万あるまいと思われる。注目を要する点である。又押印が有るから本追刻

は予め刻字面の大きさを採寸し、紙本に揮毫したものである。

### 五、光緒追刻

(1) 位置 碑石正面左上部

(2) 尺法 縱二六釐横一一釐

(3) 紀年 光緒二年冬

(4) 字体 楷書

(5) 題者 劉含芳

(6) 本文

此石在金州旅順海口黃金山陰其大如龜  
唐開元二年至今一千一百八十三年其

井已遷其石尚存光緒乙未冬前

任山東登萊青兵備道貴池

劉含芳作石亭覆之并記

(a) 解説 押印が有るから本追刻文も予め刻字面の大きさを採寸し、紙本に揮毫したものであろう。

本追刻の注目すべき諸点は次の三つである。即ち

第一点、鴻臚井の湮滅を確認していることで、最重要の資料である。

第一点、石亭の當造を謳つてゐることである。但し動機を

詳しく述べていないのが残念であるが、或は「其井已湮其石尚存」を利かせたつもりかも知れない。

「光緒乙未冬」は日本の遼東還付手続完了直後である。あれ程の石亭が一朝一夕に竣工する訳はないから、恐らく日清戦争勃発以前から建立の計画が進められていたのであろう。

主役者劉含芳なる人物の経歴と立場はよく分からぬ。只追

刻文によると、安徽省貴池県の出で、その前官は山東三州の兵備道即ち兵備関係を中心とした道組織の長官であつて、或は旅順もその管轄区域内に在つたかと思われる。従つて事を進める上に都合の好い経験と能力の持主だつたのであろう。第三点、井戸の改鑿は彼の手に依つたものでないことを消極的に証言していることである。石亭堂造後三年にして旅順はロシヤの占有下に入り、黃金山を含めて巨大な要塞構築が始まつた。そしてやがて彼の攻囲戦へ続くのである。

#### 六、紀年不詳の追刻

- (1) 位置 碑石背面左部
- (2) 尺法 未測定
- (3) 紀年 不詳
- (4) 字体 認定困難
- (5) 題者 不詳
- (6) 本文

谷門

拾

(4) 解説 拓本がないので精査未了。

#### 六

鴻臚井は湮び去つてしまつた、今や旧姿を偲ぶに足る何ものも亡い。それは光緒追刻の明証する処であり、麗水氏の活動した処でもある。然らばそれは何時如何なる原因によるものであろうか？井戸が実在した年次の下限は嘉靖追刻がこれを示し、不存在の年次の上限は道光追刻がこれを教える。その間隔は三〇〇年だが、今後の研究により幾何かを狭め得るかも知れない。

湮滅の原因是如何？若し自然力に因るとするならば、山腹の岩石の崩潰が考えられるが、それは碑石が健在していたことと矛盾する。又若し人力の所為とするならば、戦火の災を受けて埋没したことが想われる。蓋し尚古精神の旺盛な中国人が、平静な時代に「鴻臚井」の如き稀代の記念物を、己が手足を駆つて滅失に導くような愚は演ずる筈がないからである。併し一朝政治的変革に際会すると巨大な物理力が暴れ狂う。玆に恰も想起するのは永楨六年（一六三三）七月、<sup>11</sup> 黃金山の周辺に展開した後金軍と旅順の明軍守將黃龍での死闘で

ある。要害の地旅順が戦場と化し、若し鴻臚井酒滅の因を成したとするならば、かかる機会はこの明清戦争を指して他に史実が無い。遮莫、唐の鴻臚卿は井泉の永遠をこそ堅く信じていたものを。(六八〇五一四)

## 注

- (1) 旧唐書卷一九九下列伝渤海靺鞨・冊府元龜卷九六四外  
臣部封冊一・資治通鑑卷二一〇唐紀二十六
- (2) 滿鉄「滿洲歴史地理第一巻・一九二三」その他
- (3) 平凡社「世界地名事典五巻・一九五一」三〇六頁
- (4) 滿鉄「滿洲歴史地理第一巻・一九二三」(松井等稿)
- (5) 滿鉄「滿洲金石志稿第一冊・一九三六」(園田一龜稿)
- その他
- (6) 内藤虎次郎「東洋文化史研究・一九三六」その他
- (7) 楊伯聲「滿故」その他
- (8) 隋書卷一八東夷伝・旧唐書卷一四九上東夷各伝・日本  
書紀卷三及二五
- (9) 稲葉岩吉「滿洲国史通論・一九四〇」一三頁
- (10) 黃本齋編「歷代職官表卷五司道」
- (11) 明史卷三三莊烈帝一・明史卷二七一黃龍伝